**＜所得区分について＞**

**・現役並み所得者（Ⅲ）**

世帯内の70歳以上の国保被保険者のうち、住民税の課税所得が690万円以上の人がいる世帯

**・現役並み所得者（Ⅱ）**

世帯内の70歳以上の国保被保険者のうち、住民税の課税所得が380万円以上の人がいる世帯

**・現役並み所得者（Ⅰ）**

世帯内の70歳以上の国保被保険者のうち、住民税の課税所得が145万円以上の人がいる世帯

**・一般**

「現役並み所得者(Ⅰ)～(Ⅲ)」「低所得者(Ⅰ)(Ⅱ)」以外の世帯

**・低所得者(Ⅱ)**

世帯主および同じ世帯の国保加入者（70歳未満の人を含む）が住民税非課税世帯

**・低所得者(Ⅰ)**

世帯主および同じ世帯の国保加入者（70歳未満の人を含む）が住民税非課税世帯で、かつ、所得が0円の世帯